

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に当たっての緊急要請

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部長 小川 淳也

この3年超に及ぶパンデミックは、国民生活に多大の負担と犠牲を強いるとともに、日本経済の著しい停滞をもたらしてきた。国民生活を平常に戻すべく、政府内においても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更も含め、様々な検討が進められていると承知している。

一方では、位置づけ変更後の医療体制の確保、医療費の負担の在り方や医療機関等への支援継続の有無、病原性の高い新たな変異株の出現による医療提供体制のひっ迫などを懸念する声もある。位置づけの変更に当たっては、楽観論は避け、現状を科学的エビデンスに基づき冷徹に分析・認識したうえで、位置づけ変更のデメリットも含めて国民に真摯に説明するなど、慎重に取組を進めるべきである。

よって、政府に対し、以下の事項を強く要請する。

### 記

1. 感染症法上の位置づけ変更の時期については、死亡者数を含む感染状況、救急搬送困難事案(一般救急、コロナ救急、各々)の発生件数等の状況を勘案し、慎重に見極めること。
2. 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の負担の在り方については、国民の安心感を担保する観点から、当面の間、公費負担とすること。
3. ワクチン接種については、予防接種法上の位置づけの検討並びにワクチン効果の検証を行いつつ、高リスク者をはじめとする国民の安心を確保する観点から、当面の間、希望者について接種を公費負担とすること。
4. マスク着用の在り方については、屋外や換気を確保できる屋内などマスクを着用する必要がない場面や、教育現場などマスクを着用した場合のデメリットが指摘される場面において安心して活動することができるようにするとともに、医療・介護現場など感染対策に特別の配慮を必要とする場面において慎重な対応が必要となることが示されるよう、新たな指針を定め、対処すること。
5. 治療薬・検査キットの生産・流通体制について、感染症法上の位置づけの変更後も、当面の間、治療薬・検査キットの十分な供給が確保されるようにすること。
6. 感染症法上の位置づけの変更後も、当面の間、新型コロナウイルス感染症患者に対応した病床・人員を引き続き確保・調整するための財源を確保し、医療体制を整備すること。並びに、各地のコールセンターをはじめとして、当面の間、発熱患者等の相談体制を存置するとともに、保健所等による入院調整機能を担保すること。
7. 施設療養を希望する者については、当面の間、十分な療養体制を提供するため、公費によって、十分なホテル室数等を引き続き確保すること。
8. 職場でのコロナ感染に関する労災認定については、職場での安心感を確保するため、当面の間、引き続き同感染症の特性に鑑みた適切な対応を行うこと。
9. コロナ後遺症(罹患後症状)及び死亡事例を含むワクチン副反応(後遺症を含む)の調査研究・治療体制については、昨年臨時会で行われた感染症法改正における衆議院修正の趣旨を踏まえ、十分な予算措置を行うこと。
10. 感染症法上の位置づけの変更に当たっては、無作為な抗体検査など、感染状況や病原性等の把握の根拠となる数理的なデータを収集・分析すること。
11. 現下の物価高のなかにおいても十分な医療・介護提供体制を確保するため、一定の支援を講じるとともに、医療・介護従事者の待遇改善が着実に実施されるよう、診療報酬並びに介護報酬の引上げなどを実施すること。
12. 十分な量の全ゲノム解析機器・試薬の確保や地方衛生研究所の体制拡充など、今後の新たな変異株を早急に発見する体制整備に努め、新たな変異株による重症者数や死亡者数の増加を迅速に検知して、急激な感染状況の悪化を把握できるようにするとともに、万が一の事態に的確に対応できるようにすること。

以上